

テーマ：「会社法改正のポイント」

平成 25 年 11 月に「会社法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、今年 6 月に成立しました（施行は来年 4 月頃の予定）。ここでは、中小企業にも大きく関係するキャッシュ・アウトの中から、今回創設された「特別支配株主の株式売渡請求」について、その概要をお知らせします。

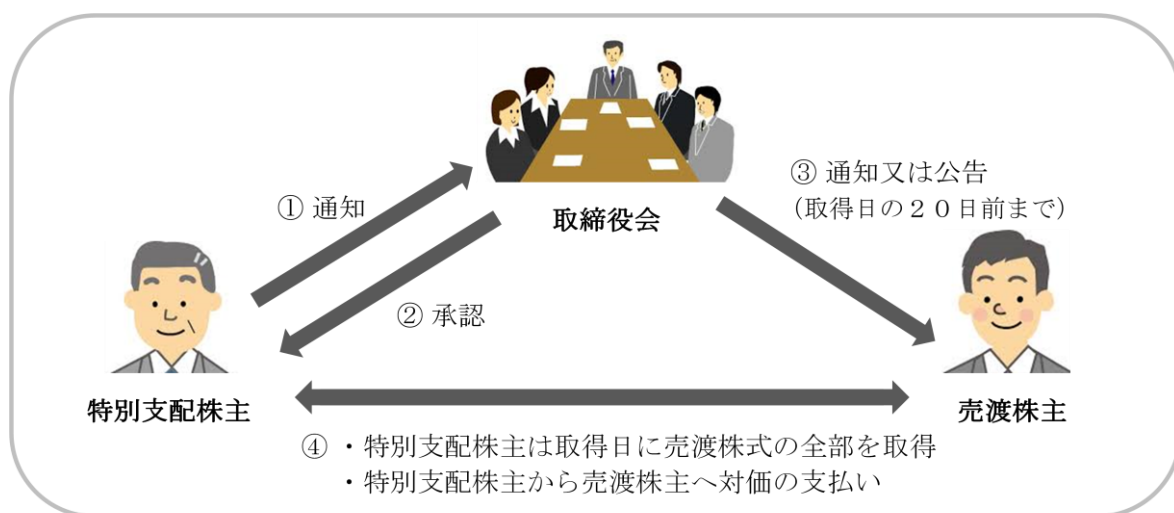
なお、詳しい内容は中野フォーラム第 63 号（来年 1 月発行予定）に掲載予定です。

1. キャッシュ・アウト

現行法下において、現金を対価として少数株主を会社から退出させるキャッシュ・アウトの手法には、(1) 株式併合 (2) 全部取得条項付種類株式の取得 (3) 現金対価の組織再編（株式交換等） の 3 つがありますが、いずれも時間的・手続的なコストが難点でした。そこで今回の改正により、特別支配株主による株式売渡請求が創設されました。

2. 特別支配株主による株式売渡請求

これは、議決権の 90%以上を保有する株主（特別支配株主）が、他の少数株主からその保有する株式を強制的に買い取ることができる手法です。特別支配株主は、個人、法人を問いません。手続きは、種類株主総会の決議を要する場合を除き取締役会決議で足り、キャッシュ・アウト完了までの期間が短くて済みます。



なお、少数株主の救済手段として、取得日の前日までは①価格決定の申立て②差止請求、取得日後は①取得無効の訴え、ができます。

